

一部改正	平成 22 年 3 月 26 日	付け 21	統計第 1027 号
一部改正	平成 24 年 2 月 9 日	付け 23	統計第 1153 号
一部改正	平成 24 年 10 月 1 日	付け 24	統計第 696 号
一部改正	平成 26 年 11 月 20 日	付け 26	統計第 1572 号
一部改正	令和 6 年 6 月 20 日	付け 6	統計第 321 号
一部改正	令和 7 年 9 月 12 日	付け 7	統計第 361 号
一部改正	令和 8 年 6 月 12 日	付け 8	統計第 249 号
一部改正	令和 8 年 8 月 19 日	付け 8	統計第 404 号

水稻の収穫量調査等に関する検討会開催要領

1 趣 旨

水稻の収穫量調査等の結果について広く一般に正確な情報を提供する観点から、気象推移等による水稻生産への影響等について専門的見地から意見を聴くため、学識経験者等で構成する水稻の収穫量調査等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成及び運営

検討会の構成及び運営は次のとおりとする。

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、構成員のほか、必要に応じて構成員以外の者の出席及び説明を求めることができる。
- (3) 検討会は、統計部長が招集する。
- (4) 検討会における議事の運営は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（総括）（以下「総括」という。）が行う。総括が出席できない場合は、同課の課長補佐（普通作物統計班担当）が代理として議事の運営を行う。
- (5) 検討会は、自由な意見交換を確保する観点から非公開とし、様々な意見を取りまとめ、意見交換の結果として整理した議事概要を作成し公表する。
- (6) 検討会の配布資料は、公表する。ただし、公表することにより、特定の個人又は団体に不当な利益又は不利益をもたらす恐れがある場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (7) 検討会の事務局は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課に置く。

3 検討事項

- (1) 気象推移等による水稻生産への影響に関する事項
- (2) 水稻の収穫量調査等の取りまとめに当たっての留意事項
- (3) その他統計部長が必要と認める事項

4 開催時期

検討会は、次に掲げる時期に開催する。

- (1) 水稻の予想収穫量（9 月 25 日現在）調査の取りまとめ前の時期
- (2) その他統計部長が必要と認める時期

5 現地調査の実施

検討会は、その趣旨に基づき、必要に応じて現地調査を実施する。

6 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は、2 年以内とする。
- (2) 構成員は、再任されることができる。

(別紙)

水稻の収穫量調査等に関する検討会 構成員名簿

氏 名	所 属
さいとう くにゆき 齊藤 邦行	山形県立東北農林専門職大学農業経営学科 教授
さかい ひでみつ 酒井 英光	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中日本農業研究センター 大規模水田輪作研究領域 副領域長
やまぎし じゅんこ 山岸 順子	元国立大学法人東京大学大学院 教授
よしもと まゆみ 吉本 真由美	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門気候変動適応策研究領域 大気環境・作物応答グループ グループ長
わだ あきら 和田 晃	気象庁大気海洋部 気候情報課 予報官

(五十音順・敬称略)